

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し	
担当部署	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 金融庁総務企画局企画課保険企画室 金融庁総務企画局市場課 電話番号：03-3506-6000（内線3627） e-mail：RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成20年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、利益相反による弊害や銀行の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制等の弊害防止措置が設けられている。 今回、金融商品取引法を改正し、金融商品取引業者・銀行等・保険会社について利益相反管理体制の整備を義務付けるとともに、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。</p> <p>【目的及び必要性】 現行の規制については、目的に照らして過大な規制となっているのではないかと指摘や、金融のグループ化等が進展する中で、金融グループとしての総合的サービスの提供や統合的リスク管理の障害となっているとして、その緩和を求める指摘がある。このような要請に応える観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する一方で、金融グループにおける利益相反による弊害防止等の一層の実効性向上を図る必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項	金融商品取引法第31条の4、第36条；農業協同組合法第11条の5の2、第11条の12の2 水産業協同組合法第11条の13、第15条の9の2；中小企業等協同組合法第58条の5の2 協同組合による金融事業に関する法律第6条；信用金庫法第89条；長期信用銀行法第17条 労働金庫法第94条；銀行法第13条の3の2、第52条の21の2 保険業法第8条、第102条の2の2、第193条の2、第271条の21の2 農林中央金庫法第59条の2の2；株式会社商工組合中央金庫法第28条の2	
想定される代替案	金融商品取引業者・銀行等・保険会社における利益相反管理体制については、法的に義務付けず自主的な取組みに委ね、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等が、その親銀行等、子銀行等の役職員を兼職した場合に、国に対して届出を行う費用が発生する。 法令上義務付けることとなるため、適切な利益相反管理体制の整備と、その適切な運用に伴う費用が発生する。	(本案と同様)
(行政費用)	役職員の兼職に伴う届出書の受理に係る費用が発生する。 利益相反管理のための体制整備の状況についての検査・監督業務に伴う費用等が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特になし。	金融機関において、事前に適切な利益相反管理体制が構築されないおそれがあり、その結果、顧客の利益が不当に害される取引が発生する等利用者保護に支障が生ずるなどの社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制を撤廃することとなれば、金融グループとしての総合的なサービスの提供や統合的リスク管理を可能とし、金融機関の競争力強化につながり、ひいては、我が国金融・資本市場の競争力強化につながるものとする。	(本案と同様)
	法令で義務付けられる利益相反管理体制が構築され、また、適切に運用されているかをモニタリングすることによって、金融機関等の自主的な規律を補完することにより、顧客、投資家が安心して金融機関等と取引を行うことが可能となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案、代替案のいずれにおいても、役職員の兼職規制を撤廃することにより、一層効率的に金融グループとしての総合的サービスの提供や統合的リスク管理を行うことが可能となる。 しかしながら、代替案については、法令で利益相反管理体制の整備が義務付けられないために、利益相反による弊害により利用者保護に欠けるおそれが高まる等の社会的費用は大きい一方、本案については、社会的費用が発生しないことに加え、顧客、投資家が安心して金融機関等と取引を行うことが可能であることを踏まえると、本案による改正が適当と考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（平成19年12月18日公表）では、以下のとおり提言頂いた。 「①利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性確保を図るとともに、②利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、以下のとおり（注）新たな規制の枠組みを提供することが適当である。」 （注）①利益相反による弊害の防止、②銀行等の優越的地位の濫用の防止、③顧客に関する非公開情報の授受の制限の緩和、④役職員の兼職規定の撤廃	
レビューを行う時期又は条件 備考	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。	